

事業者選択型経営者保証非提供促進資金 <略称：府 国補助選択型>

この制度は、法人である中小企業者が一定の条件を満たす場合に、経営者保証を提供しないことを選択できる環境を整備することを通じて、中小企業者の思い切った事業展開や円滑な事業承継を後押しする融資制度です。

1. 利用資格

- 府内で事業を営んでおり、次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者
ただし、法人の設立後最初の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立後最初の事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の要件は問いません。
- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
 - (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、代表者等への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
 - (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと
 - ①直前決算において、債務超過でない
 - ②直前2期の決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でない
 - (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者等への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
 - (5) 保証料率の引き上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

法人である中小企業者とは次のいずれかに該当する方です。

- 中小企業信用保険法第2条第1項に定める
- ・ 資本または出資の総額が3億円(卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円)以下の会社
 - ・ 常時使用する従業員数が300人(卸売業・サービス業100人、小売業50人)以下の会社、特定非営利活動法人
 - ・ 常時使用する従業員数が300人以下の医業を主たる事業とする法人
 - ・ 中小企業等協同組合等(窓口でご確認ください。)
- なお、政令で資本金額や従業員数について、別に基準が定められている業種があります。

なお、利用資格を備えても、この制度をご利用いただけない場合があります。
この制度を利用できない主な例は5ページの「制度をご利用いただけない主な例」をご覧ください。

2. 取扱金融機関

都市銀行	みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそな
地方銀行	阿波、池田泉州、愛媛、香川、関西みらい、紀陽、京都、高知、三十三、四国、静岡、但馬、徳島大正、トマト、富山第一、名古屋、南都、百十四、北陸、北國、みなと
信託銀行	三井住友信託
信用金庫	尼崎、永和、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、北おおさか、きのくに、京都、京都中央、播州、枚方
信用組合	大阪協栄、近畿産業、成協、大同、中央、のぞみ、ミレ
政府系	商工組合中央金庫
その他	SBJ

3. 融資限度額 及び 融資条件

(1) 融資限度額 8,000万円 (注-1)

(注-1) 一般関係保険に係る保証については保証限度額を8,000万円とし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受け、経営安定関連保証を利用する場合には、一般関係保険に係る保証とは別に8,000万円が保証限度額となります。

(2) 融資条件

資金使途	融資利率	融資期間	返済方法	信用保証料 (注-2)	
				・利用資格(3)①及び②に該当する場合	・利用資格(3)①又は②に該当する場合 ・法人設立後の決算期が2期末満の場合
運転資金・設備資金	年1. 6% (固定金利)	・一括返済の場合 1年以内 ・分割返済の場合 10年以内	一括返済または 毎月元金均等分割返済 (据置期間：12ヵ月以内)	信用保証協会所定の信用保証料率 (注-3)に、0.25%上乗せした保証料	信用保証協会所定の信用保証料率 (注-3)に、0.45%上乗せした保証料

(注-2) 上乗せとなる信用保証料に対して保証申込日に応じて、国から信用保証料の一部補助※がごさいます。
なお、条件変更に伴い追加的に生じる信用保証料については、補助の対象外です。
※申込日が令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%に相当する額となります。

(注-3) 信用保証協会所定の信用保証料率は経営安定関連保証(4号)の場合は年0.9%、経営安定関連保証(5号)の場合は年0.8%となります。

(3) 担保 不要

(4) 連帯保証人 不要

4. 融資申込に必要な書類

大阪信用保証協会所定の「信用保証委託申込書【緑色】」および次の書類が必要です。
なお、提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。(注-4)

添付書類			確認欄
(1)	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書		1
(2)	印鑑証明書 (注-5)	法人	1
		法人代表者	1
(3)	資産・負債および収入・支出（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		1
(4)	信用保証委託契約書（貸付実行時に作成のうえ提出） (注-6)		1
(5)	申込人（企業）概要（前回保証時から変更ない場合は省略可）		1
(6)	同意書 (注-7) ・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用） ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）※取扱金融機関所定の様式の場合があります。		各1
(7)	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） (注-8) ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		2
(8)	決算書及び附属明細書（写） 決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可） 受信通知（写）のある確定申告書（別表の主要なものの写） 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。(注-8) 申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		2
(9)	納税証明書等 (注-9) (注-10)		1

(10) 設備資金の場合、契約書(写)・見積書(写) 等	該 当 す る も の 各 1 通	
(11) 営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し(必要業種の場合)		
(12) 申込時点において保証協会の利用がない場合、法人代表者の住民票抄本(前住所が確認できるもの)(写し可、原則発行後3ヵ月以内のもの)(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)		
(13) 法人代表者が外国人の場合、在留資格および在留期間が確認できる住民票抄本(原則、発行後3ヵ月以内のもの)または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し ただし、在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。		
(14) 市町村長の発行する認定書(中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受け、経営安定関連保証を利用する場合は必要)		
(15) 特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等(特定非営利活動法人のみ)(注－12)		
(16) その他、必要と認められる書類		

- (注－4) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示(運転免許証、印鑑登録証明書等)を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (注－5) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)は必要(写し可、原則最近3ヵ月以内のもの)です。2回目以降は変更がある場合等に必要です。
- (注－6) 運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間または据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は2通必要です。なお、信用保証委託契約書は、申込人が必ず自署捺印してください。
- (注－7) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)に、法人代表者から個別に提出が必要です。
- (注－8) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)は必要(写し可)です。2回目以降は変更がある場合等に必要となる場合があります。
書面による申告を行っている場合、以下のいずれかが必要です。①所得税・法人税に係る納税証明書(その1またはその2)②所得税・法人税に係る納付書③通帳写し等所得税・法人税の納税が確認できるもの。※ただし、令和6年12月31日以前の確定申告書(書面)については税務署受付印による確認を可能とします。
- (注－9) 同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。金融機関による納付状況の確認が行われており、信用保証委託申込書の納付状況欄で滞納がないことを確認できる場合は省略することができます。

『個人情報の保護に関する法律』に基づき、信用保証付き融資をご利用の際は、「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関して、あらかじめお客様の同意をいただいています。

- (注－10) 納税証明書等は、次表の中から選んでください。

納税証明書等
1. 事業税(注－11) 2. 法人税(その1またはその3) 3. 法人府民税 4. 法人市町村民税 のいずれかの当該事業に係る納税証明書1通。 なお、前記のいずれについても、発行時期が未到来のため、添付できない場合は、次のいずれか1通。 ・事業税、法人税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類。(当該事業に係るもの。)

- (注－11) 事業税の納税証明書で「確定額、納付額および未納額なし」と記載されているものは取り扱いません。
- (注－12) 特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等とは以下の書類。
(1) 事業報告書
(2) 計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録
ただし、決算を2期以上している場合は直近2期分
(3) 年間役員名簿
(4) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

5. 融資を受けられた後に必要な書類他

- (1) 設備資金として融資を受けられた場合、領収証(写)等の設備実施確認資料を金融機関に提出してください。
- (2) 保証利用期間中に新たな決算期が到来した場合、取扱金融機関または大阪信用保証協会より決算書等の提出の依頼がありますので、提出してください。
- (3) 誓約書に従って、申込日を含む事業年度以降の決算においても、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、役員報酬等の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないことが必要です。

※ なお、違反した場合には、今後新たな保証利用ができない場合や、経営者保証の提供をお願いする場合があります。

6. 申込窓口 及び 相談窓口

★ 市町村認定窓口：市町村中小企業金融担当課

詳細は市町村金融担当課へお問い合わせください。

★ 申込窓口：各取扱金融機関

申込に際しては、金融機関における確認や審査などがありますので、事前に取り扱金融機関にご相談ください。

★ 融資に関する相談窓口

- ◇ 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課（制度融資グループ）
Tel 06-6210-9508

- ◇ 大阪信用保証協会

本	店	Tel 06-6131-7321	サポ-トオフィス	Tel 06-6260-1730
東大阪支店	Tel 06-6781-9511	堺支店	Tel 072-223-3011	
千里支店	Tel 06-6835-3005	門真支店	Tel 06-6906-2511	

（※本店のお客様の申込相談・受付等は、原則としてサポートオフィスで行っています。）



※ 制度融資および大阪信用保証協会に関するご意見等については大阪府金融課 制度融資グループまでご連絡ください。
TEL：06-6210-9508
FAX：06-6210-9510

◆制度をご利用いただけない主な例

I. 業種・法人格について

農林漁業、金融保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業（公序良俗等の観点から問題がある場合）、性風俗関連特殊営業、宗教法人、学校法人、一般社団法人・一般財団法人・社会福祉法人（医業を主たる事業とする場合を除く）などの場合

II. 信用保証協会との取引について

- ① 原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合
また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ② 原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合
また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ③ 前回保証資金が、合理的理由なく資金の使途目的以外に流用されていた場合
- ④ 直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合

III. 金融取引等について

- ① 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合（原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む）
- ② 仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合

IV. 財務内容等について

- ① 税金を滞納し、完納の見通しがたたないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ② 借入金（消費性、住宅ローンを含む）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
- ③ 高利借入を利用して、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ④ 業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑤ 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ⑥ これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと大阪信用保証協会が判断した場合

V. その他

- ① 許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合
（申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く）
- ② 事業実態が把握できないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ③ 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ④ 申込人（関係人を含む）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
- ⑤ 申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合
- ⑥ 休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により、休眠会社として解散したものとみなされたもの）および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの）
- ⑦ 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑧ 申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合
- ⑨ 暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑩ その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合

- このご案内は、事業者選択型経営者保証非提供促進資金の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。
- その他ご不明な点は、取扱金融機関までお問合わせください。
- 申込書は申込人が取扱金融機関へ提出してください。申込書受付後、取扱金融機関および保証協会が審査し、融資および保証の諾否、決定金額について通知します。（各取扱金融機関からご連絡します。）
- 融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。
- 融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。
このような代行業者は、大阪府および大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
- 申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくことになりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。
なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。
ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。